

第1章

信書便事業の概況

通信手段の一つである信書の送達の事業は、130年以上もの間、郵便事業として、国が独占して行ってきましたが、平成15年4月から信書便法が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として、民間事業者の参入する途が開かれました。

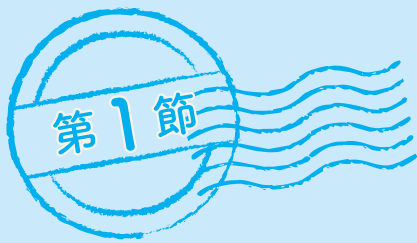
この章では、「信書」とはどのようなものか、信書便事業にはどれくらいの事業者が参入し、どのようなサービスを提供しているのか、といったことをご紹介します。

第1節 信書便事業とは ————— P2

- 1 「信書」とは
- 2 信書便法の目的
- 3 信書便事業の種類
- 4 主な信書便サービス

第2節 信書便事業の現況 ————— P18

- 1 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移
- 2 参入事業者の規模、主たる事業
- 3 本社所在地別の参入状況
- 4 引受通数の推移等
- 5 売上高の推移



信書便事業とは

1 「信書」とは

「信書」とは、はがきや手紙のように、特定の受取人に対して、差し出した人の意思を表示したり、事実を通知する文書をいいます（郵便法第4条第2項）。

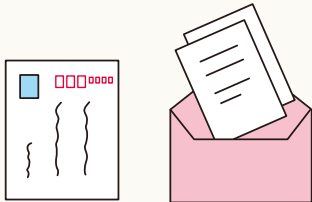
はがきや手紙のほかにも、請求書や契約書、招待状、証明書、一部のダイレクトメールなども、特定の受取人に対し内容を伝えるために送付する場合は「信書」に該当します。

「信書」は通信手段であり、憲法が保障する通信の秘密を保護する必要があることから、「信書」についての秘密を侵すことは禁止されています。また、他人の「信書」の送達の事業は、郵便事業株式会社と信書便事業者のみが行うことができ、宅配便やメール便で「信書」の送付を行うことは禁止されています（P24参照）。

なお、信書便法では、「信書」そのものだけでなく、信書の包装及びその包装に封入される信書以外の物を含めた「信書便物」を単位として、様々な取扱いを定めています。

信書に該当する文書の例

書状



請求書の類

【類例】

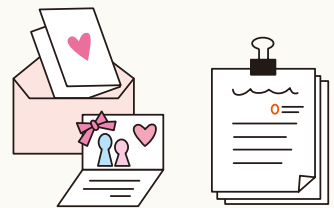
- 納品書
- 領収書
- 見積書
- 願書
- 申込書
- 申請書
- 申告書
- 依頼書
- 契約書
- 照会書
- 回答書
- 承諾書
- レセプト（診療報酬請求書等）
- 推薦書
- 注文書
- 年金に関する通知書・申告書



会議招集通知の類

【類例】

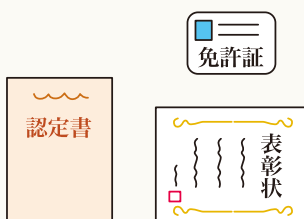
- 結婚式等の招待状
- 業務を報告する文書



許可書の類

【類例】

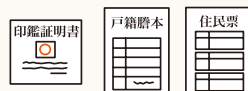
- 免許証
 - 認定書
 - 表彰状
- ※カード形状の資格の認定書などを含みます。



証明書の類

【類例】

- 印鑑証明書
- 納税証明書
- 戸籍謄本
- 住民票の写し
- 健康保険証
- 登記簿謄本
- 車検証
- 履歴書
- 給与支払明細書
- 産業廃棄物管理票
- 保険証券
- 振込証明書
- 輸出証明書
- 健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書



ダイレクトメール

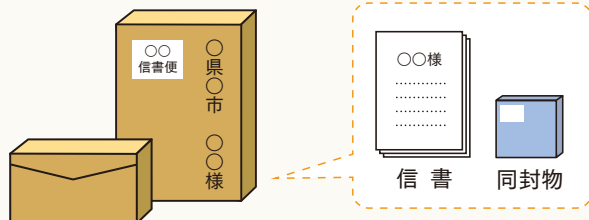
- 文書自体に受取人が記載されている文書
- 商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書



信書そのもの



信書と信書以外のものを封入した包装



信書に該当しない文書の例

書籍の類

【類例】

- 新聞
- 雑誌
- 会報
- 会誌
- 手帳
- カレンダー
- ポスター
- 講習会配布資料
- 作文
- 研究論文
- 卒業論文
- 裁判記録
- 図面
- 設計図書



カタログ



小切手の類

【類例】

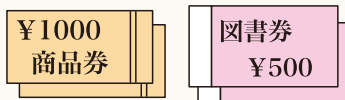
- 手形
- 株券
- 為替証書



プリペイドカードの類

【類例】

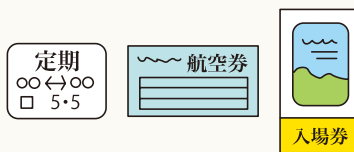
- 商品券
- 図書券
- プリントアウトした電子チケット



乗車券の類

【類例】

- 航空券
- 定期券
- 入場券



クレジットカードの類

【類例】

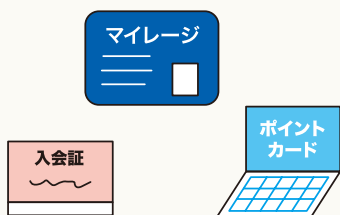
- キャッシュカード
- ローンカード



会員カードの類

【類例】

- 入会証
- ポイントカード
- マイレージカード



ダイレクトメール

【類例】

- 専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
- 専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの



その他

【類例】

- 説明書の類
(市販の食品、医薬品、家庭用又は事業用の機器、ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書)
- 求人票
- 配送伝票
- 名刺
- パスポート
- 振込用紙
- 出勤簿

2 信書便法の目的

信書便法は、「民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資する」ことを目的とされています。

これは、従来、国家独占とされてきた信書の送達の事業に競争原理を導入することにより、利用者の選択肢を拡大し、その利便の向上を図ることを目指すとともに、引き続き、信書の送達の役務の日本全国におけるあまねく公平な提供（ユニバーサルサービスの提供）を確保するため、これに支障のない範囲で信書の送達の事業への民間事業者の参入を認めるという趣旨を定めたものです。

3 信書便事業の類型

信書便事業には2つの類型があります。

1 一般信書便事業

「一般信書便事業」とは、「信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むもの」です。

「一般信書便役務」とは、長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、かつ、重量が250g以下の信書便物を国内において差し出された日から原則3日以内に送達する信書便の役務です。

一般信書便事業を営む許可を受けた一般信書便事業者は、一般信書便役務を必ず提供しなければなりません。他の信書便役務については任意に提供することができます。例えば、長さが40cmを超える信書を送達日数の制限を設けずに送達する役務を提供することや、特定信書便事業の取り扱う長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超える信書を送達する役務も提供できます。もちろん、一般信書便役務のみを提供することでもかまいません。

2 特定信書便事業

「特定信書便事業」とは、次のいずれかに該当する信書便の役務のみを他人の需要に応ずるために提供する事業です。

- ① 長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（以下「1号役務」といいます。）。
- ② 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの（以下「2号役務」といいます。）。
- ③ 料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの（以下「3号役務」といいます。）。

一般信書便事業

国民生活にとって基礎的な通信サービスを確保する観点から、「一般信書便役務」(*)と呼ばれるサービスを提供することを条件にすべての信書の取扱いが可能となる事業です。

※ 軽量・小型の信書便物（長さ40cm・幅30cm・厚さ3cm以下で重量250g以下）を全国均一料金にて全国で引き受け、国内において原則3日以内に配達するサービス

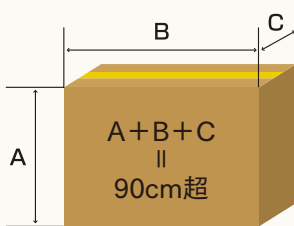


特定信書便事業

特定の需要に応えるサービスを提供するもので、以下のいずれかに該当するサービスのみを提供する事業です。

①大きい/重いサービス (1号役務)

長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス



又は



②急送サービス (2号役務)

差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス



差出人

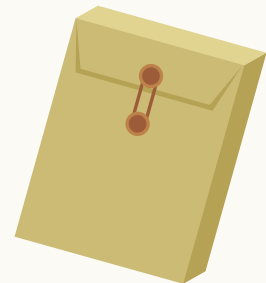
送達
3時間以内



受取人

③付加価値の高いサービス (3号役務)

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額（国内は1,000円）を超えるサービス



1,000円を超える料金

4 主な信書便サービス

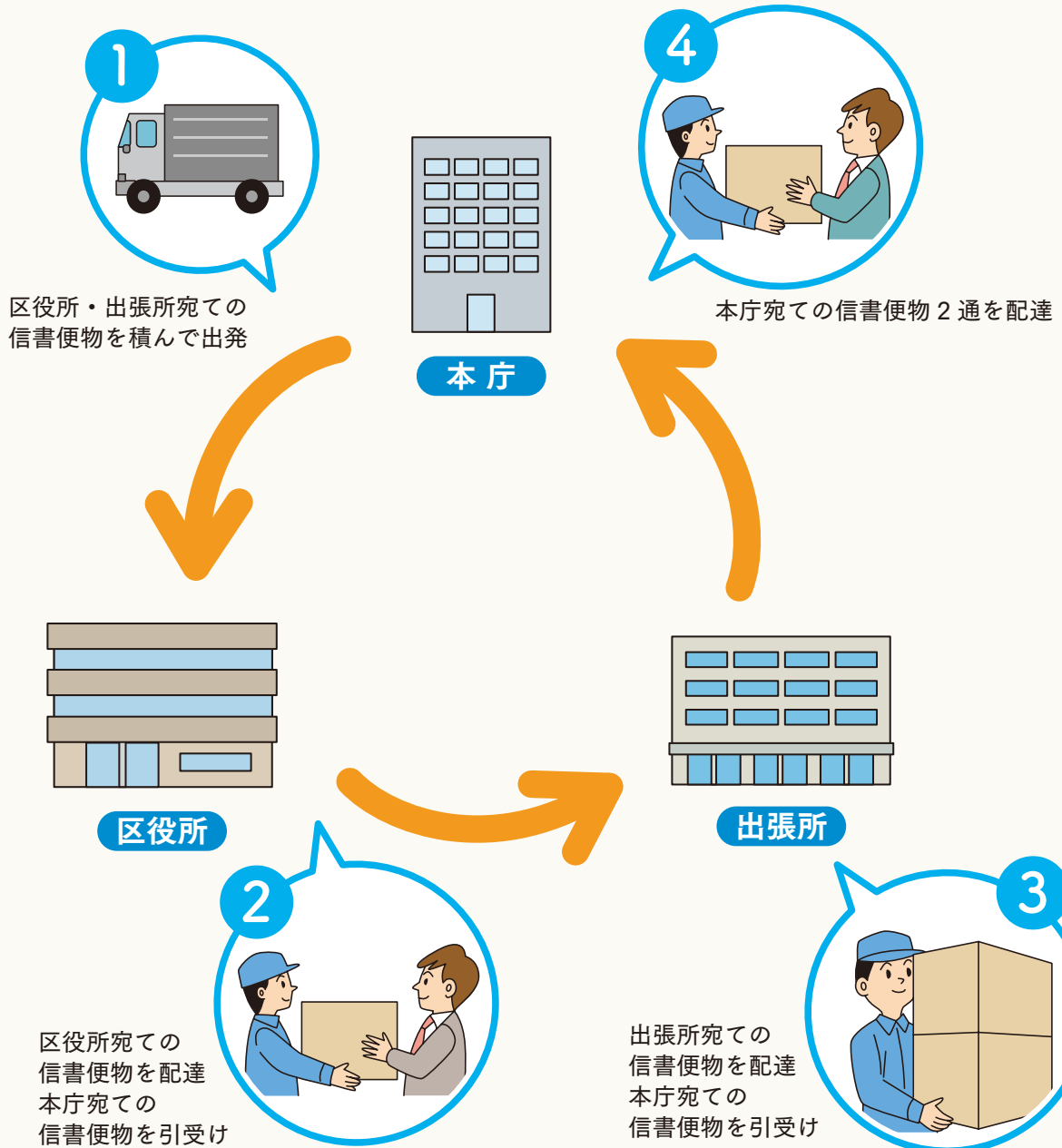
現在、信書便事業者が提供している主なサービスをご紹介します。

1 巡回集配サービス 対象信書の例 通知文書、依頼文書、指示文書

一定のルートを巡回して、各地点で信書便物を順次引き受け、配達するサービスです。自治体（本庁、出張所、学校、図書館ほか）、企業（本社、支社間ほか）や、大学（キャンパス間ほか）などで利用されています。

サービスの流れ

例 本庁・区役所・出張所を巡回する場合





利用者の声



相模原市総務局総務部情報公開課は、263か所に及ぶ市内関係機関を結ぶ庁内文書搬送業務を特定信書便事業者に委託しています。以下は、同市の職員からお伺いした話です。

信書便事業者に委託することとした経緯を教えてください。

当市は、平成17年度・18年度と市町村合併を重ね、エリアが随分広がりました。さらに平成22年度に「政令市」に移行し、特定信書便事業の許可を有する事業者の指名競争入札により、外部委託をすることにしたものです。



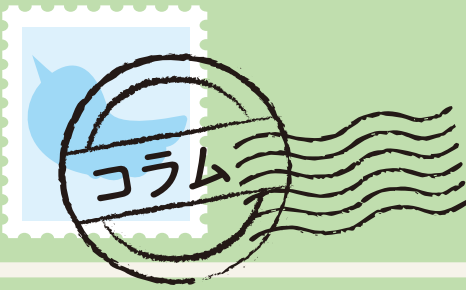
普段の業務の流れを教えてください。

相模原市は3区に分かれており、毎朝8時半のチャイムとともに、本庁のある中央区内の出先機関を巡回する専用車が発車します。曜日ごとに巡回先が異なり、文書の多い機関には毎日巡回します。その少し後の8時40分位には各区を巡回する車も出発します。行き先の区役所で更に信書便物を積んで回っています。巡回先には学校関係が多く含まれています。

信書便事業者に委託された感想はいかがですか？

信書便物をケース一杯に詰めると1つが15kg近くになると思います。女性の配送員もおられるため、そこまで一杯に詰めないように気をつけています。事業者さんはとても頑張ってくれています。取扱量が多いとき、津久井湖の辺りは積雪量が市部と比べても随分多く観光シーズンは道路も混むので、冬や夏のシーズン、年末で他の営業も繁忙の時でも、仕事の取りかかりや運行スケジュールが遅れないように気をつけてくれています。





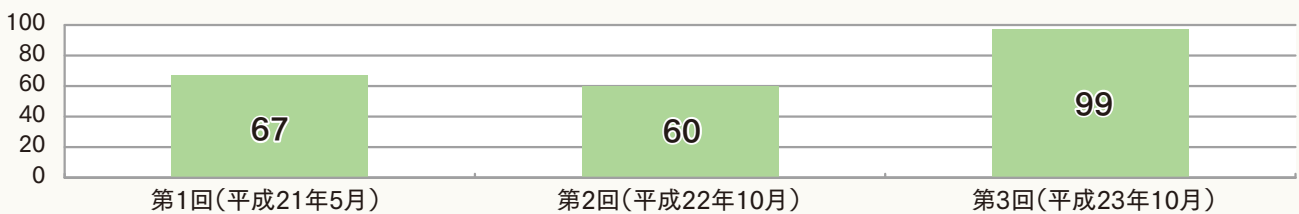
地方公共団体における公文書集配業務に関する実態調査について

総務省では、平成23年10月下旬に、都道府県、特別区、政令市（人口50万人以上の19市）、中核市（人口30万人以上の41市）、特例市（人口20万人以上の40市）及び一般市（685市）の合計855団体を対象に、標記アンケート調査を実施しました。回答率は約69%で、結果の概要は次のとおりです。

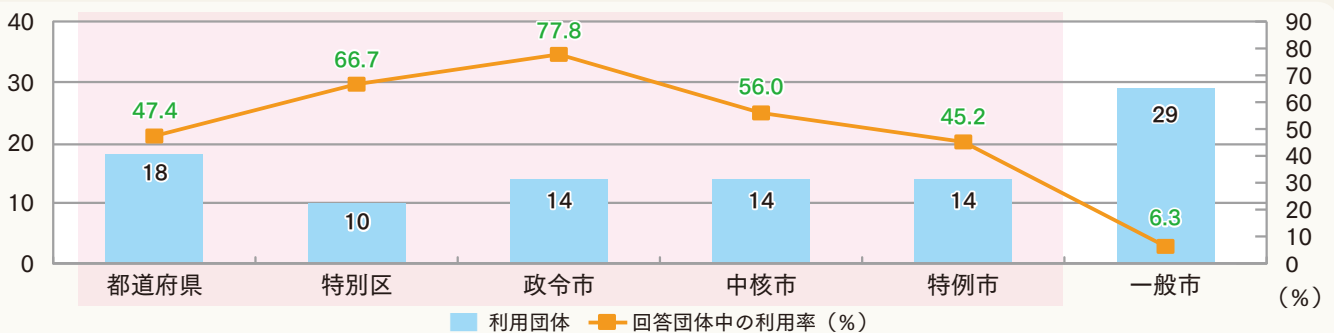
1. 信書便を利用している団体の傾向

① 「信書便」を利用している団体は99団体に達し、特例市以上の団体においては、半分程度が「信書便」を利用。

信書便を利用している団体数

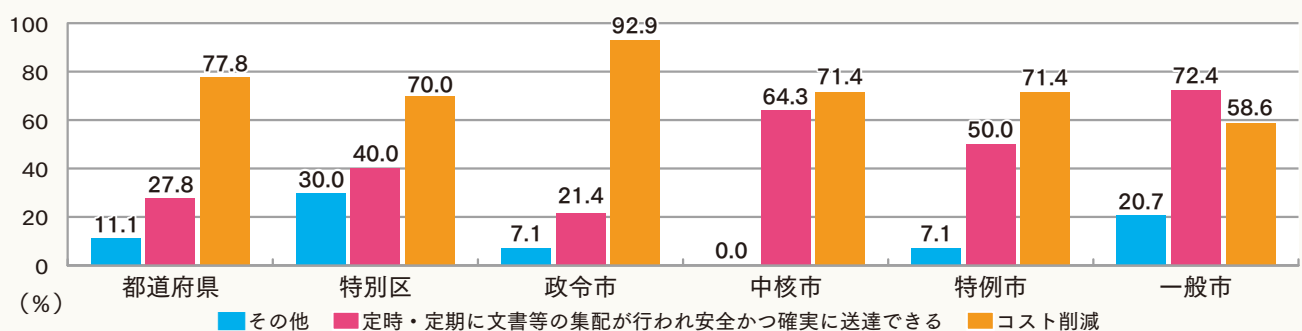


自治体の種類別にみた利用している団体数と利用率



② 信書便利用の導入理由としては約7割の団体が「コスト削減」を期待。特に、都道府県や政令市のように人口規模の大きい団体においては、コスト削減効果大きい。その理由として考えられるのは、これらの公共団体においては事業者へ委託する契約金額は大きくなるものの、職員自らが配送する場合に比べて、コスト削減の絶対額が（小規模な団体よりも）大きくなるからであろう。

「信書便の利用を導入することで、どのようなメリットがあったか」の自治体の種類別にみた回答率（複数回答あり）

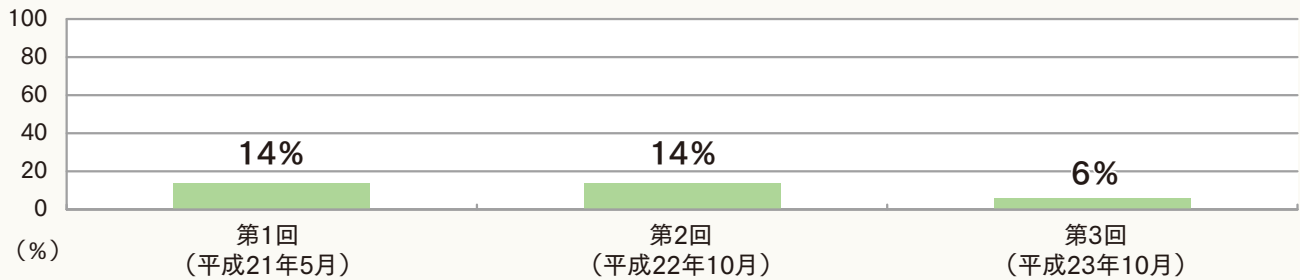


2. 信書便を利用していない団体の傾向

1 特例市以上の団体

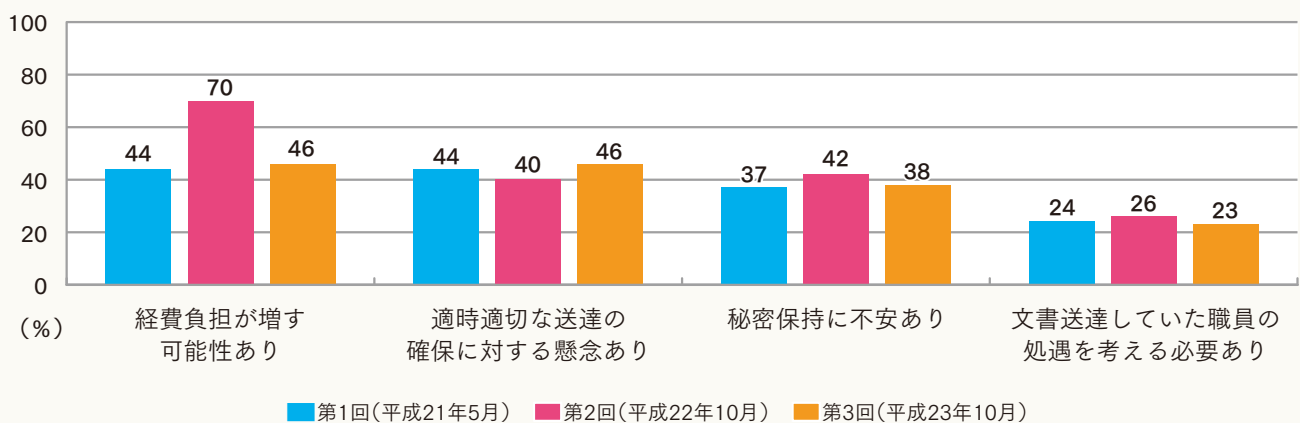
① 信書便事業者を「知らない」との回答は、特例市以上の団体ではあまり見られない。

■ 事業の存在を知らない特例市以上の団体



② 公文書集配業務を民間事業者へ委託するとした場合の「課題」として回答があったものを見ると、様々な理由が挙げられている。(複数回答あり)

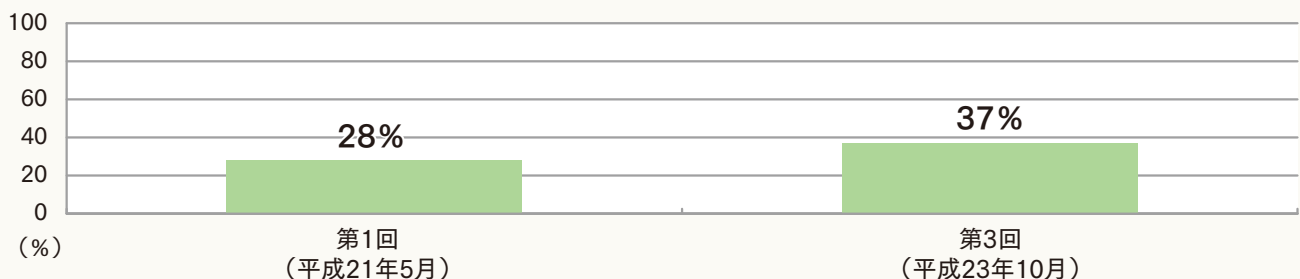
■ 公文書集配業務を民間事業者へ委託するとした場合の「課題」



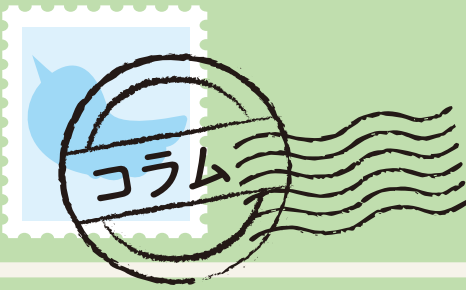
2 一般市

信書便事業者を「知らない」と回答した団体は、一般市では約4割。

■ 事業の存在を知らない一般市の団体

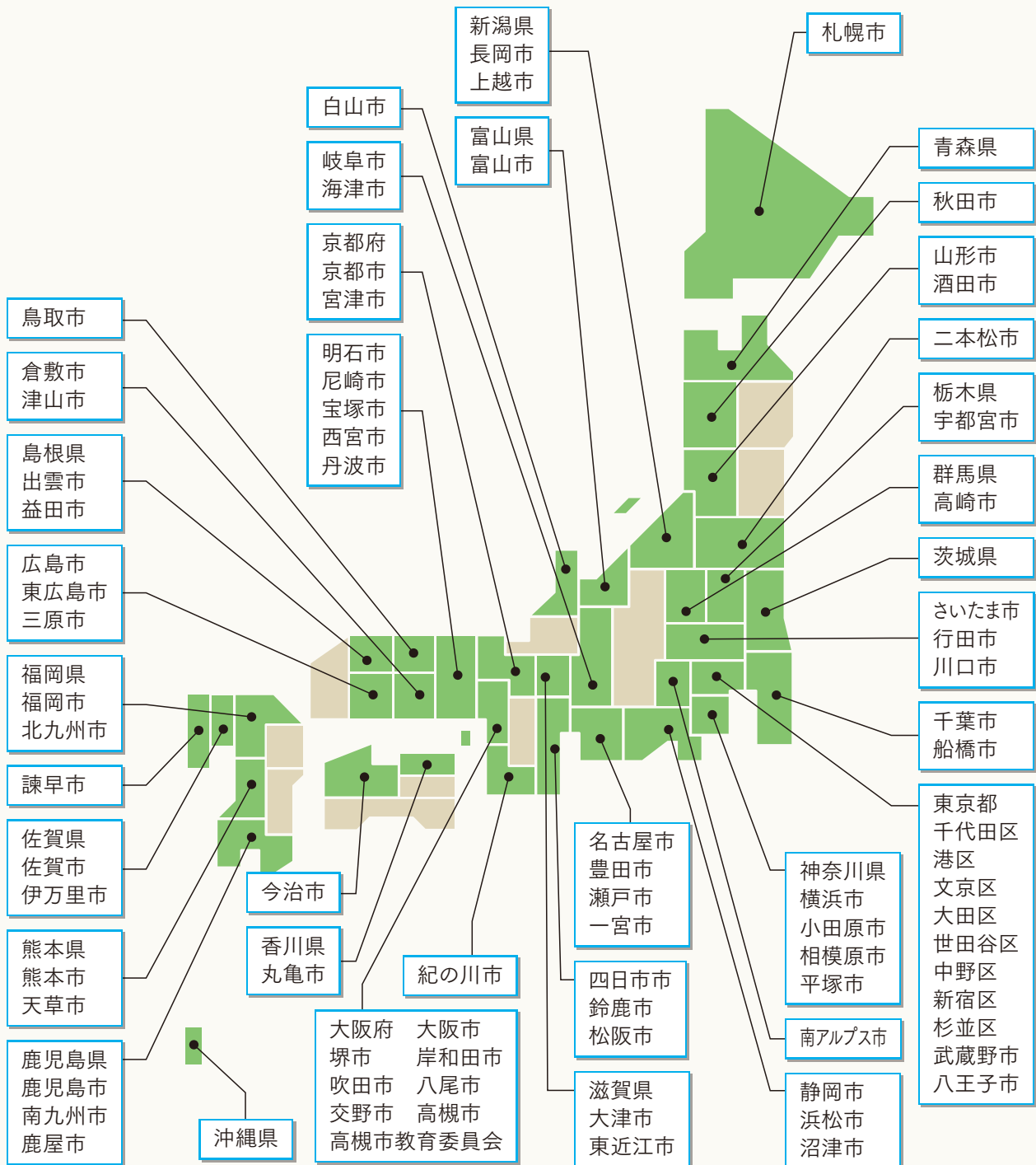


注：平成21年5月実施の第1回調査は人口10万人以上の自治体を対象としており、今回の第3回調査は全市を対象としている。



公文書集配業務の 信書便事業者への委託状況

巡回集配サービスを導入している主な団体は、以下のとおりです。
(信書便利用を開始して間もない自治体等は含まれておりません。)



2 定期集配サービス **対象信書の例** 通知文書、指示文書、請求書

一定のルートを定期的に運行して、各地点で信書便物を順次引き受け、配達するサービスです。企業の内部（本社から支社、支社から営業所ほか）や、企業間（取引先間ほか）などで利用されています。

サービスの流れ **例**

1 信書便事業者と利用者（顧客）との間で、あらかじめ、運行するルートや地点数、スケジュールなどの仕様を調整します。



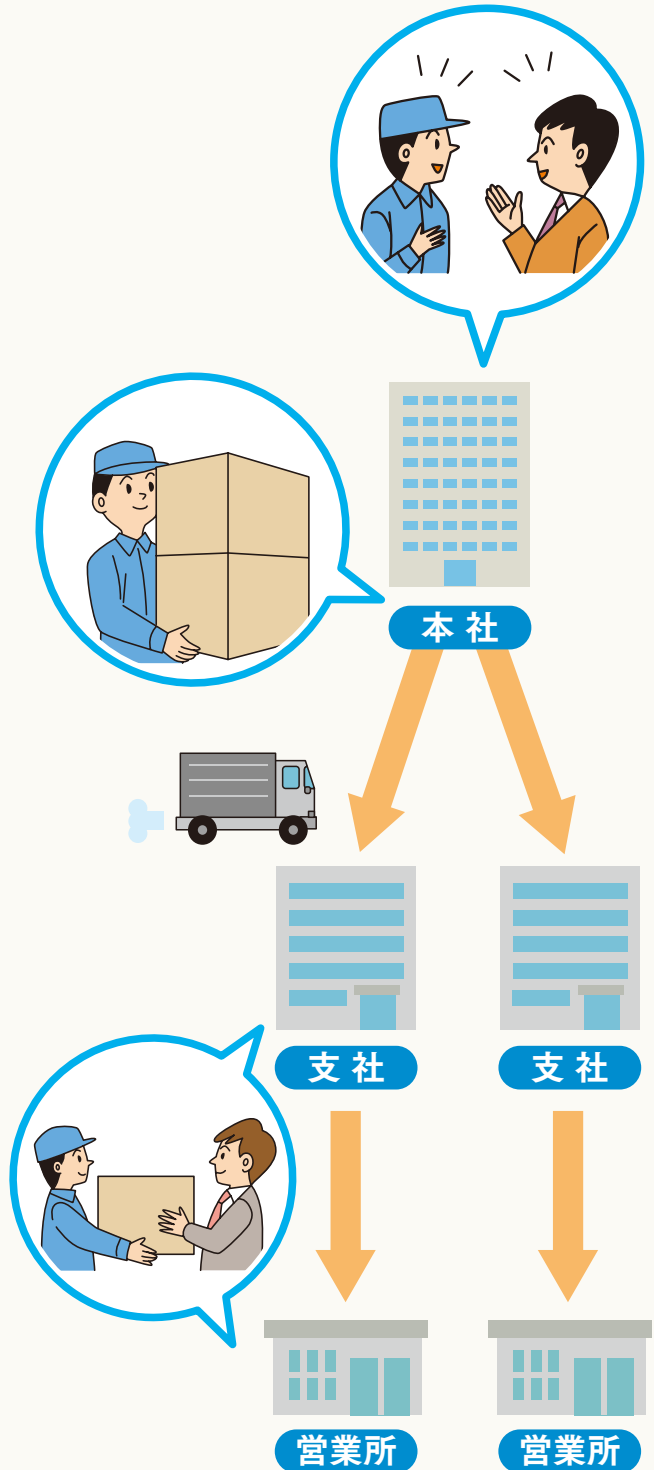
2 本社など（起点）で、支社など（各集配先）あての信書便物について、通数などを確認の上、引き受けます。



3 ルートに従って運行し、支社などで信書便物の通数などを確認の上、配達するとともに、その支社など（起点）から営業所など（各集配先）あての信書便物について、通数などを確認の上、引き受けます。



4 ルートに従って運行し、営業所などで信書便物の通数などを確認の上、配達します。



3 ビジネス文書の急送サービス 対象信書の例 請求書、領収書、見積書

請求書や領収書などの信書便物について、比較的近い距離や限定された区域内を急送するサービスです。引き受けた配送員がそのまま直接配達する方法と、ハブ機能をもたせた営業所を経由して運びつなぐ方法があります。

サービスの流れ 例

1 利用者（顧客）がコールセンターに連絡し、引受け場所、配達先などの情報を知らせます。

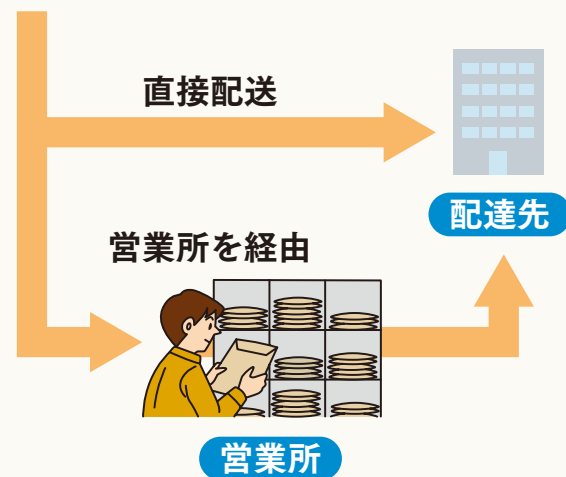
2 コールセンターが、指定された引受け場所に最も近い配送員に連絡し、引受けを指示します。

3 配送員が指定された引受け場所まで取り集めに出向き、信書便物を引き受けます。

4 **直接配送するパターン**
指定された配達先まで直接向かい、信書便物の通数などを確認の上、配達します。
営業所を経由するパターン
引き受けた信書便物を、ハブ機能を有する営業所まで一旦運び、そこで方面別に区分して配達先の地域を担当する別の配送員が配達先に向かい、通数などを確認の上、配達します。



引取地点

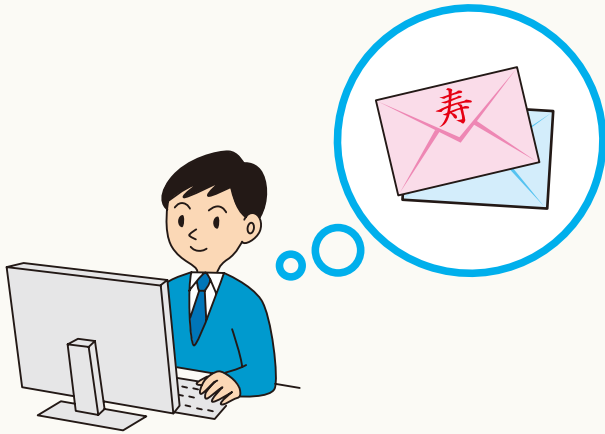


4 メッセージカードの配達サービス 対象信書の例 慶弔メッセージ

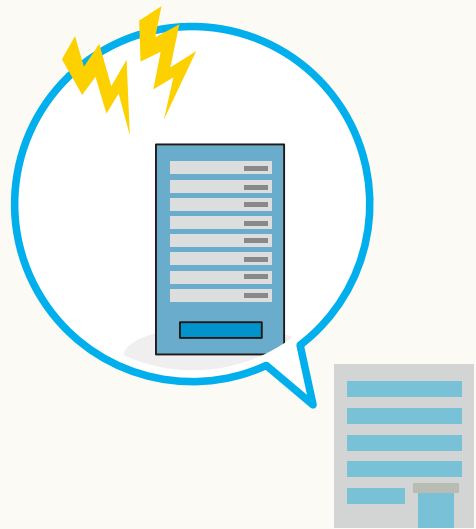
お祝いやお悔やみといったメッセージをインターネットや電話、FAXで受け付けた後、配達先に比較的近い地域でメッセージカードを印刷し、そのカードを装飾が施された台紙やぬいぐるみなどと一緒に配達するサービスです。

サービスの流れ 例

1 インターネットで申込み



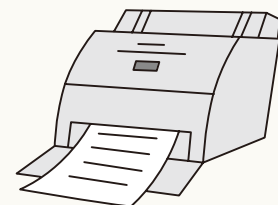
2 サーバーで受付

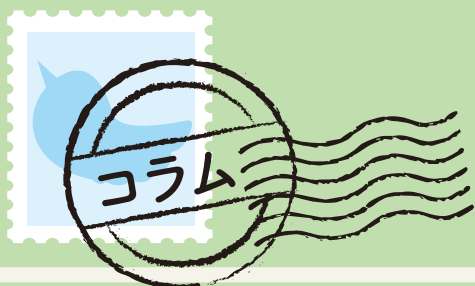


4 会場に配達



3 メッセージを紙に出力
台紙に添付





多様な分野で活躍する信書便



東京都にあるA社は、大手自動車グループから関東各地の自動車工場等における信書便物のグループ内巡回便を受託しています。以下は、A社からお聞きしたお話です。

信書便事業に参入することとした経緯を教えてください。

我が社グループ全体のコンプライアンス強化の一環として、親会社から事業許可を取るよう指示があったことを契機に、特定信書便事業の許可を得ました。元々グループ内の工場等の間で貨物を運んでいましたが、平成21年4月から信書の送達も行っています。

普段の業務の流れを教えてください。

アタッシュケース型の保管箱に入った信書を、毎日、1台の車（ハイエース）で送達しています。

月・水・金は芝浦と荻窪と多摩の間、火・木は芝浦と湘南の間を送達。保管箱の中に荷物と一緒に信書が入っているケースは少なく、封書のような信書のみが入っている場合が多いと思われます。



信書の秘密に関して普段気をつけていることはありますか？

ディーラーの店舗等に出入りすると、顧客情報などの個人情報が目に入ることが多く、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない旨を配送員に徹底すべく、宣誓書で確認する等の対応を行っています。

今後、自動車業界でもグループ内巡回便の事例が増えると思いますか？

信書の送達を他法人に委託するには郵便又は信書便でなければならないことが十分知られていないかもしれません。実態としては、当社と同じように、委託元の社内便として文書類を運んでいる事業者は数多くあるものと思われますので、今後は事例が増えると思っています。



B社は、関東地域において古くからビルメンテナンス業等を営んで来られましたが、平成20年度から信書便事業許可を取得し、放送事業者が扱う信書の配送業務を受託するなど、業務の範囲を広げておられます。以下は、B社からお伺いした話です。

信書便事業に参入することとした経緯を教えてください。

古くからお付き合いのあった放送事業者のコンプライアンス遵守の経営姿勢を鑑み、信書を含む文書類の関係機関への送達業務を『用務作業』ではなく、『特定信書便事業』であるとB社では考えました。外部委託を責任もって請負するべく、平成20年4月に特定信書便事業許可を得ました。小型書類を千円を超える3号役務で運ぶのでは相対的に料金設定が高くなるので、大型のケースや専用の袋であれば4kg以下でも1号役務で送達できることから、1号役務での事業参入にしました。

普段の業務の流れを教えてください。

現在、5ルート of 配送業務を取り扱っています。中心となる放送業界関係の信書の送達委託業務については、取扱いに細心の注意が必要です。また、一昨年前からの新たな仕事で、ある大学の離れたキャンパス間の信書送達業務を請け負っています。その大学の理事長さんがコンプライアンスを重視されたことが契機となり、信書送達の外部委託は特定信書便事業の許可を得ていて、かつ、プライバシーマークも取得している当社が条件に合致したようで、お声をかけていただきました。

信書の秘密に関して普段気をつけていることはありますか？

当社の扱う信書便物の配達は、対面引渡しを徹底しており、先方が不在であれば必ず持ち帰り、差出人に返却しています。また、取引先からは、とにかく駐車禁止をしない、スピード違反をしない、ということ強く要請されておりますし、とりわけ質の高い送達サービスの提供を心がけています。

今後、放送業界でもグループ内巡回便の事例が増えると思いますか？

当社が扱っていない全国の各地域でも同様の仕事が存在し、誰かが信書送達をしていることは間違いのないでしょう。今はどの業界でもコンプライアンス意識が高くなる一方ですから、『高品質の特定信書便役務の提供と遂行』がますます必要となっていくのではないのでしょうか？



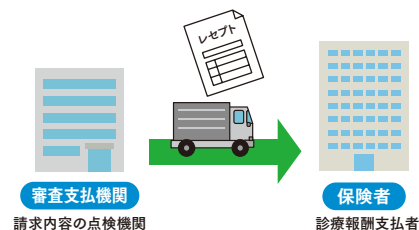
C社は、横浜市に本社のある貨物運送事業者です。信書便制度スタート間もない早い時期から信書便事業許可を取得し、最近では県内の医療機関関係の信書送達を受託され、活躍されています。以下は、C社の役員からお伺いした話です。

信書便事業に参入することとした経緯を教えてください。

横浜市の文書集配を外部委託するという話があり、それに参加するためには、特定信書便事業の許可を有することが条件であったことから平成15年度中に許可を取得し、平成16年4月から事業開始しました。

普段の業務の流れを教えてください。

平成22年度から、いわゆるレセプト（診療報酬請求書等）の、社会保険診療報酬支払基金神奈川支部から保険者（自治体や企業健保組合）への送達業務を受託しており、県内約140か所にお届けしています。同時期に、レセプト送達の信書便事業者への委託が広がったようで、各地で同様の現象が起きていたようです。



毎日ではなく月に1日だけ決まった日に集中する業務ということで、レセプトの取扱いもよく知られていなかったという状況の中、当社が請け負う機会を得ました。この140か所を7ルートに分け、社員7名で一斉に送達するので一人が約20か所です。レセプトを取り扱う機関は比較的所在地が集中していることもあり、箱根や久里浜のような遠方にも行かないといけないケースもありますが、当日のできるだけ早い時間に送達しています。

信書の秘密に関して普段気をつけていることはありますか？

レセプトは性格上、個人情報が多分に含まれており、外部の人が決して触れることのないよう、取扱いには細心の注意を払っています。

信書便のビジネスについてどうお考えですか？

正直、信書便事業を開始して良かったと思っています。ただ、入札を実施する自治体においても知識が十分でなかったり認知度が十分でない面があるからでしょうか、この事業の取扱量は、現状よりも更に増えても良いのではないかと考えています。

私も、総務省から使用許諾を得て「特定信書便マーク」を名刺に表示し、普段から、取引先等に特定信書便事業を知っていただこうと思っています。



川崎市健康福祉局健康安全室は、「検体」（血液や便などの検査に必要な材料）と「検査票」などを市内各区の保健福祉センター等から衛生研究所等に搬送する業務を、平成16年度から特定信書便事業者に委託しています。以下は、同市の職員からお伺いした話です。

搬送業務を特定信書便事業者に委託することとした経緯を教えてください。

平成15年度までは、市の職員が搬送業務を行っていましたが、職員の人件費や車のメンテナンス費用等を考慮して業務の見直しを行った結果、平成16年度から民間業者に外部委託することとなりました。

なお、民間業者に委託するに当たり、「検査票」等が信書に該当し、搬送容器が大型になることもあることから、特定信書便事業の許可を有する業者に委託しています。

普段の業務の流れを教えてください。

毎日市内7か所の保健福祉センターを全て巡回するのではなく、当室が事前に把握した情報から巡回ルートを確認し、1日平均3～4か所の保健福祉センターを巡回して検体等を受け取り、衛生研究所等へ搬送してもらっています。搬送については、感染症検査用の検体と食品衛生検査用の検体をそれぞれ別の車両に分けて2台体制で行っています。

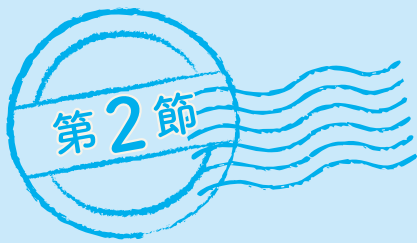


特定信書便事業者に委託された感想はいかがですか？

平成21年度に新型インフルエンザが流行した際には、検体搬送業務はフル稼働状態でした。平常時は、検体等を入れたクーラーボックス（上図参照）が1日に3～4個ですが、当時は車が一杯になるほどの検体の入ったクーラーボックス等を搬送していました。

また、休庁日や時間外でも、必要な場合には搬送を依頼できる契約となっているので、特定信書便事業者は、我々にとって安心できる存在になっています。

このような検体搬送事務は全国で行われているため、特定信書便事業者の活躍の場も広がっていくのではないのでしょうか。



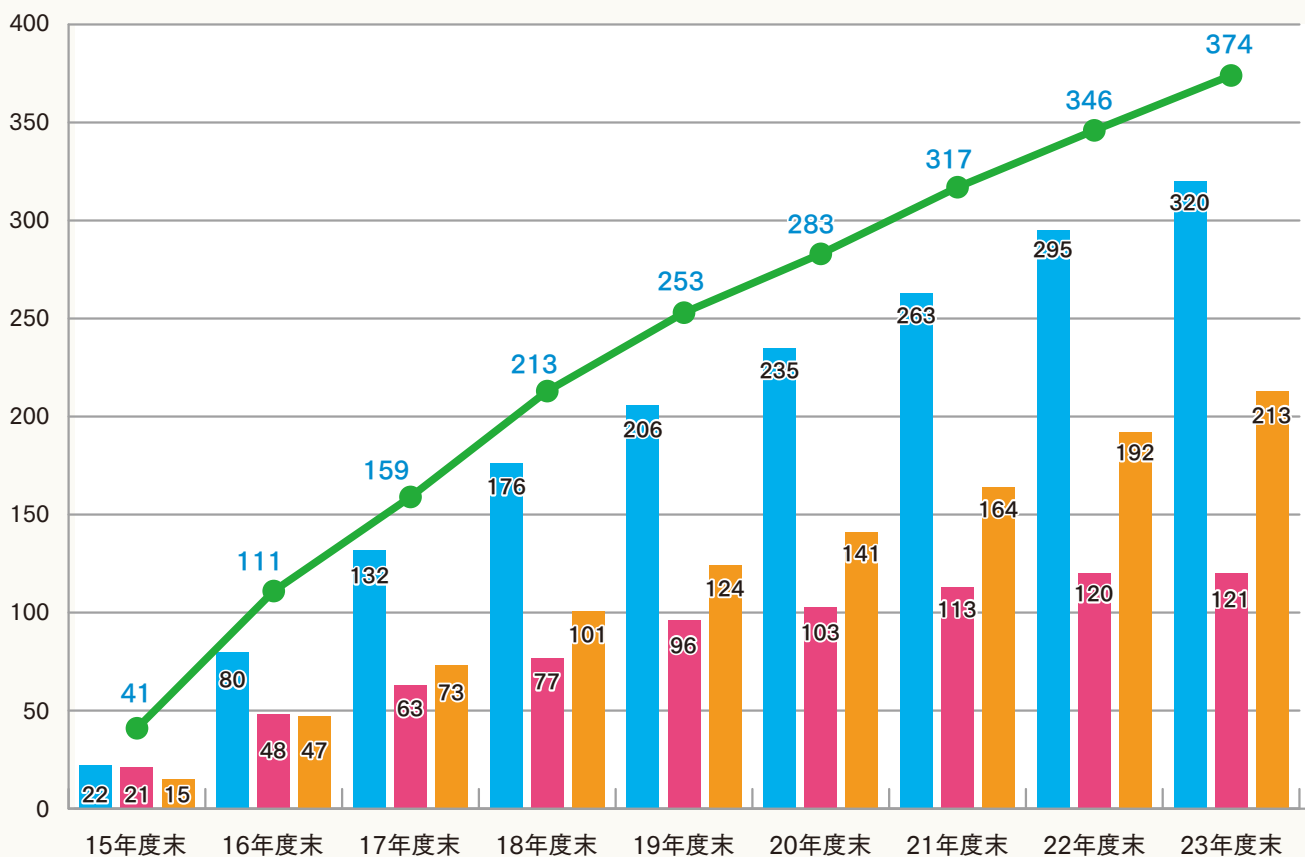
信書便事業の現況

1 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移

一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は増加を続けており、平成23年度末時点で374者となっています。

役務別に見ると、1号役務と3号役務を提供する事業者の割合が多くなっています。このうち1号役務については地方公共団体における公文書集配業務の受託を見込んで、また3号役務については1号役務の条件に満たない信書便物も取り扱えるよう、許可を取得する事業者が多いためと考えられます。

■ 図表1 事業者数及び役務の種類別提供者数の推移



- 1号役務(大きさ90cm超または重量が4kgを超える信書便物を送達する役務)
- 2号役務(差し出されたときから3時間以内に信書便物を送達する役務)
- 3号役務(料金の額が1,000円超の信書便物を送達する役務)
- 事業者数

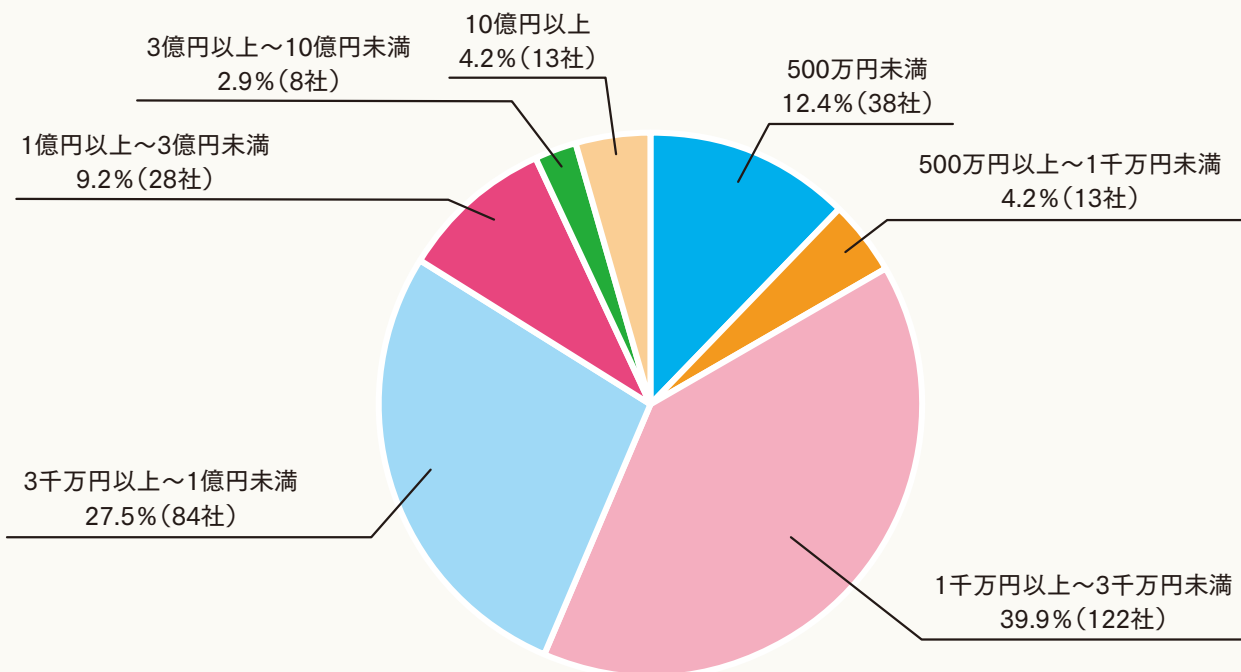
※複数の役務を提供する事業者がいるため、事業者数と役務の種類別提供者数の合計は一致しません。

2 参入事業者の規模、主たる事業

信書便事業者のうち会社形態の事業者を資本金別に見ると、3千万円未満が全体の約6割を、その中でも1千万円未満が約17%（平成22年度末は約25%）を占めており、会社形態以外の個人事業者が13者いることをあわせ考えると、小規模な事業者による参入も比較的容易であるとみることができます。

また、参入事業者が信書便事業の他に営んでいる事業としては、貨物運送業（荷物の宅配サービスが代表的なものです）が大多数を占めており（約80%）、その他に警備業、障がい者福祉事業、電気通信サービス業などがみられます。

■ 図表2 会社形態の参入事業者の資本金規模（平成23年度末時点）



■ 図表3 参入事業者が営む主たる事業（平成23年度末時点）

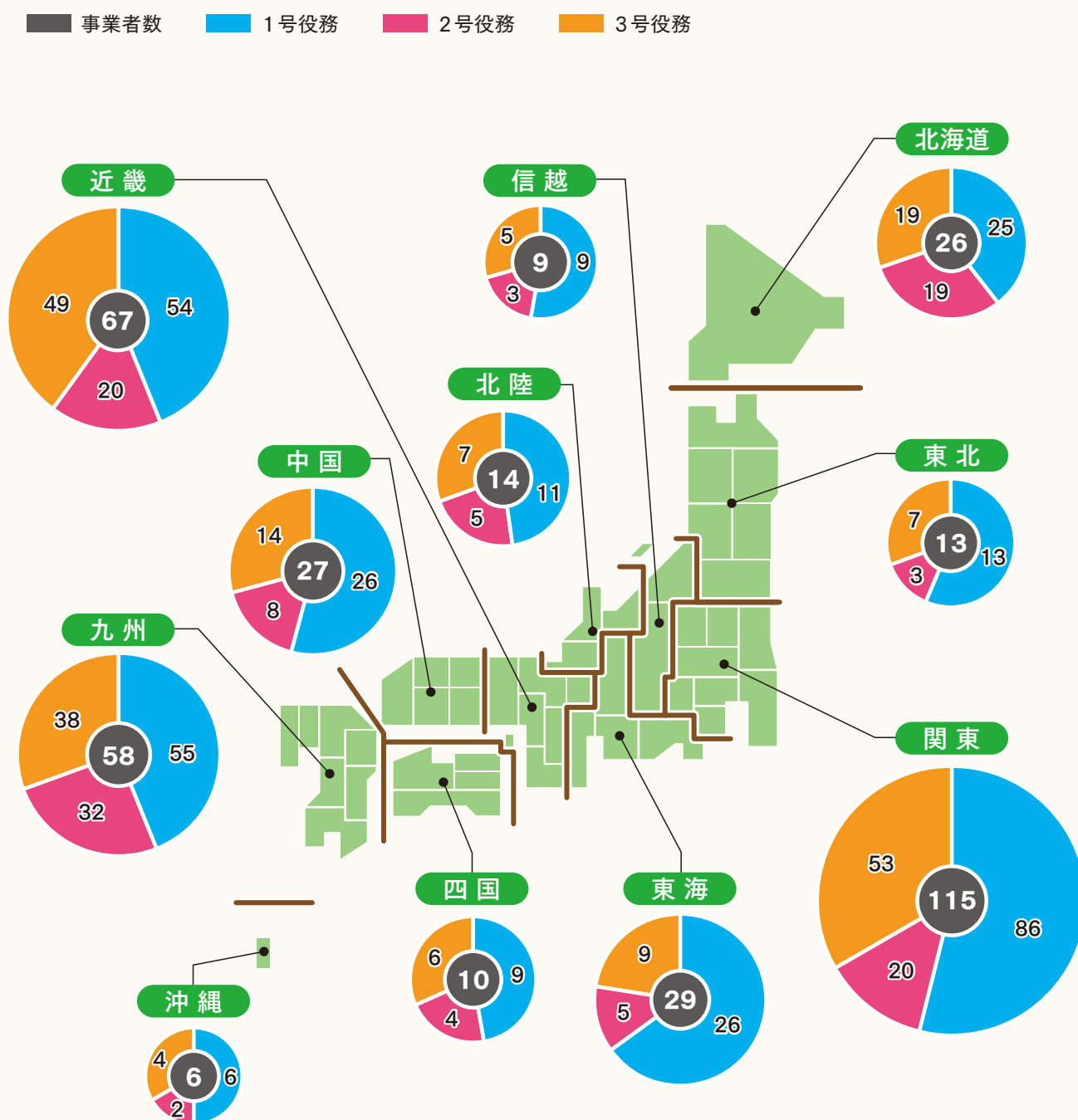
業種別	事業者数	業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	289	旅客運送業	3	情報サービス業	1
警備業	23	電気機械器具小売業	2	建設業（造園工事）	1
障がい者福祉事業	9	信書送達業	2	教育、学習支援業	1
電気通信サービス業	6	不動産業	2	その他卸売・小売業	5
廃棄物処理業	5	印刷業	1	その他サービス業	18
ビルメンテナンス業	5	鉄鋼業	1	計	374

※374者のうち個人事業者は13者

3 本社所在地別の参入状況

参入事業者の本社所在地別の内訳については、関東（約31%）・近畿（約18%）・九州（約16%）に本社を置く事業者が比較的多くみられます。

■ 図表4 本社所在地別事業者数及び役務別提供者数（平成23年度末時点）



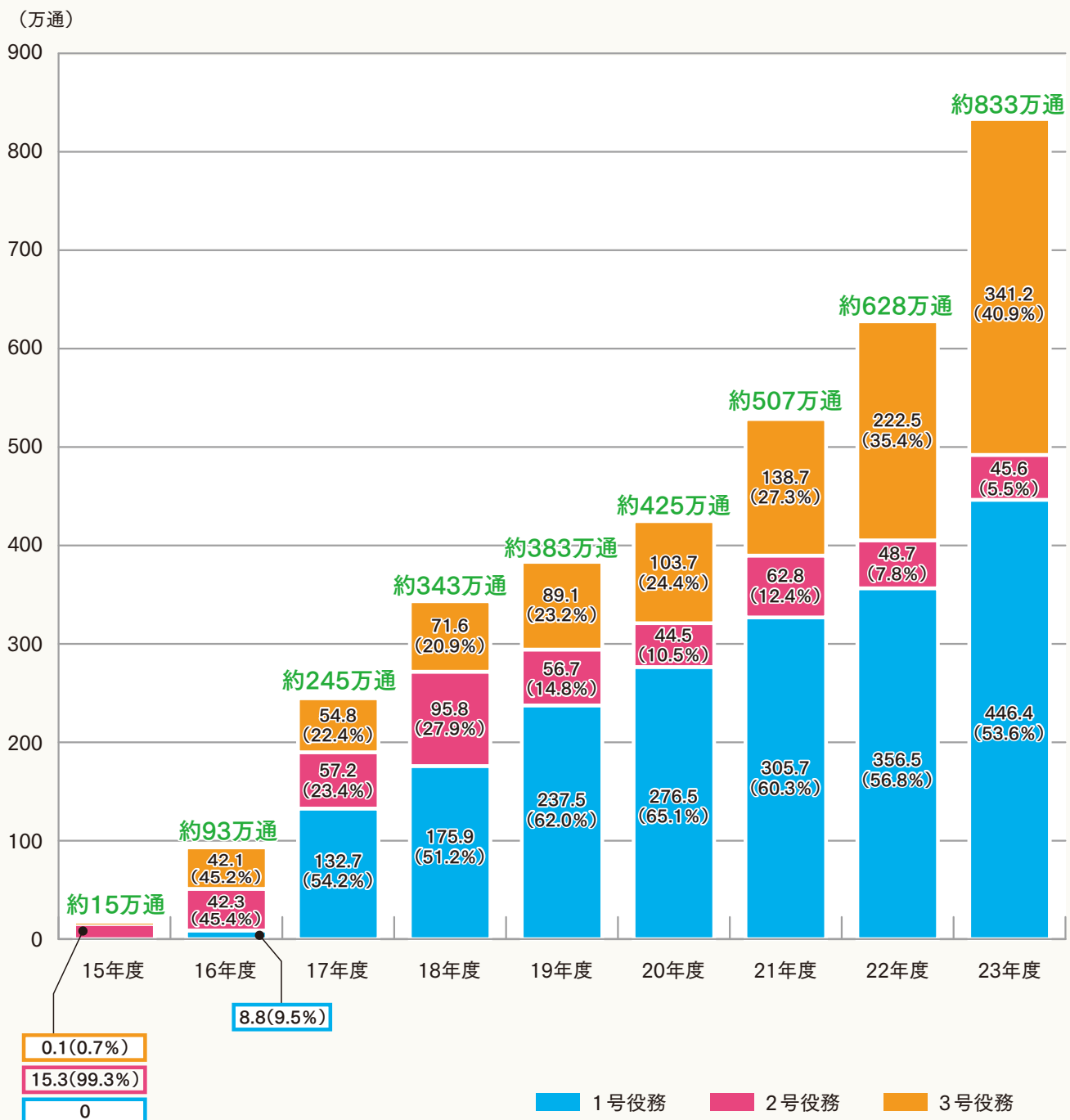
※複数の役務を提供する事業者がいるため、事業者数と役務の種類別提供者数の合計は一致しません。

4 引受通数の推移等

事業者数の増加にあわせて引受通数も伸びており、平成23年度においては全体で約833万通（対前年度比約1.3倍）となり、そのうちの約5割を1号役務が占めています。

役務別に見ると、引受通数のうち、1号役務は約446万通、次いで3号役務が約341万通、2号役務は約46万通となっています。

■ 図表5 役務別引受通数の推移



5 売上高の推移

引受通数の増加にあわせて売上高も伸びており、平成23年度においては全体で約91億円（対前年度比約1.3倍）となりました。

役務別に見ると、売上高総額のうち、3号役務が約60億円（約66%）、次いで1号役務が約29億円（約32%）、2号役務は約2億円（約2%）となっています。

■ 図表6 役務別売上高の推移

